

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権利を設定する農用地		設定する権利			現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年		支払方法
			登記簿面積 m ²					
1	稲中 詩織	八頭町安井宿字溝股ケ 1549	田	853.00	賃借権 水田	10年 3か月 令和03年01月01日 令和13年03月31日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		八頭町日下部字根木 1746	田	566.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1747	田	1,126.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1748	田	1,073.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1749	田	500.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1750	田	765.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1751	田	1,415.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1752	田	1,495.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1753	田	-1,990.00	賃借権 水田			
		八頭町日下部字根木 1760	田	1,908.00	賃借権 水田			
				10 件 計 11,691.00				
2	稲中 詩織	八頭町安井宿字宮ノ前 1427	田	2,436.00	使用貸借 水田	10年 0か月 令和03年01月01日 令和12年12月31日	0	-
		八頭町安井宿字北御堂 1446	田	1,922.00	使用貸借 水田			
		2 件 計 4,358.00						
3	山根 俊雄	八頭町大門字株木 481	田	2,061.00	使用貸借 水田	20年 0か月 令和03年04月01日 令和23年03月31日	0	-
		八頭町大門字上水口 45	畑	363.00	使用貸借 普通畑			
		八頭町大門字上水口 46	畑	794.00	使用貸借 普通畑			
		八頭町大門字上水口 47	畑	814.00	使用貸借 普通畑			

		八頭町大門字上水口 48	畑	872.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 62	畑	430.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 63	畑	314.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 64	畑	256.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 65-1	畑	324.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 65-2	畑	480.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 65-3	畑	6.65	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 66	畑	127.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 67	畑	92.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 77-1	畑	256.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 77-3	畑	295.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 78	畑	867.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 79	畑	674.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 80	畑	631.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 82-1	畑	92.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 82-2	畑	608.00	使用貸借 普通畑			0	
		八頭町大門字上水口 82-5	畑	40.00	使用貸借 普通畑			0	
				21 件 計 10,396.65					
4	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町大門字井古田 463	田	3,481.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年04月01日 令和06年03月31日	4,855	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町大門字下高藤 487	田	2,776.00 (内 2,751.00)	賃借権 水田		4,925		
		八頭町大門字下高藤 493	田	2,938.00	賃借権 水田		4,833		
		八頭町大門字上高藤 515	田	2,207.00	賃借権 水田		4,984		
				4 件 計 11,402.00 (内 11,377.00)					

5	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町井古字深田 26-1	田	2,941.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年01月01日 令和05年12月31日	4,828	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町延命寺字薬師ノ元 77	田	2,978.00	賃借権 水田		4,986		
		八頭町花字中嶋 603-2	田	1,183.00	賃借権 水田		2,789		
		八頭町市谷字塚之前 257	田	2,774.00	賃借権 水田		4,866		
		八頭町篠波字向河原 231-2	田	2,181.00	賃借権 水田		4,997		
		八頭町篠波字仕切田 24	田	2,616.00	賃借権 水田		4,893		
		八頭町篠波字仕切田 25	田	2,543.00	賃借権 水田		4,876		
		八頭町西御門字隈ノ内 266-1	田	190.00	賃借権 水田		800		
		八頭町西御門字隈ノ内 266-2	田	367.00	賃借権 水田		762		
		八頭町西御門字隈ノ内 266-3	田	87.00	賃借権 水田		735		
		八頭町西御門字隈ノ内 266-5	田	349.00	賃借権 水田		800		
		八頭町西御門字定弱 142-5	田	640.00	賃借権 水田		875		
		八頭町別府字外縄手 196	田	2,545.00	賃借権 水田		4,833		
		八頭町別府字外縄手 197	田	2,139.00	賃借権 水田		4,978		
		八頭町別府字前河原 121	田	1,216.00	賃借権 水田		2,886		
		八頭町別府字嶋瀬戸 96	田	2,309.00	賃借権 水田		4,807		
		16 件 計 27,058.00							
6	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町井古字深田 33-1	田	3,133.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和03年02月01日 令和06年01月31日	4,835	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町稲荷字隈田 178-2	田	3,449.00	賃借権 水田		4,856		
		八頭町稲荷字古屋敷 257	田	700.00	賃借権 水田		800		
		八頭町稲荷字上荒木 263	田	2,864.00	賃借権 水田		3,854		
		八頭町稲荷字上荒木 264	田	3,036.00	賃借権 水田		4,841		
		八頭町稲荷字田中 2-1	田	1,100.00	賃借権 水田		2,945		
		八頭町稲荷字田中 2-2	田	546.00	賃借権 水田		989		

		八頭町別府字内縄手 212	田 2,761.00 (内 2,461.00) 8 件 計 17,589.00 (内 17,289.00)	賃借権 水田		4,876		
7	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町大坪字向イ田 399-1 八頭町大坪字向イ田 399-2	田 2,100.00 田 835.00 2 件 計 2,935.00	賃借権 水田 賃借権 水田	3年 2か月 令和03年02月12日 令和06年03月31日	5,000 4,491	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
8	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町福本字天王木東分 531	畑 2,741.00 1 件 計 2,741.00	使用貸借 普通畑	3年 0か月 令和03年01月01日 令和05年12月31日	0	—	—
9	安部 公吉	八頭町下津黒字川戸 55 八頭町下津黒字川戸 56 八頭町別府字砂子田 270 八頭町別府字砂子田 271 八頭町別府字上縄手 219	田 1,173.00 田 870.00 田 2,762.00 田 2,985.00 田 2,650.00 5 件 計 10,440.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	6年 0か月 令和03年01月01日 令和08年12月31日	6,982 7,000 4,996 4,840 7,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
10	竹田 貢	八頭町郡家殿字坪之内 282-1	畑 595.00 (内 562.00) 1 件 計 595.00 (内 562.00)	使用貸借 普通畑	3年 0か月 令和03年01月01日 令和05年12月31日	0	—	—
11	平木 勉	八頭町郡家殿字中嶋 611	畑 2,681.00 1 件 計 2,681.00	賃借権 普通畑	10年 0か月 令和03年01月01日 令和12年12月31日	966	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

12	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町下坂字四反田 142-1	田 1,469.00 1 件 計 1,469.00	賃借権 水田	1年 0か月 令和03年04月01日 令和04年03月31日	5,963	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
13	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町久能寺字名本 1236 八頭町山田字弓細工 68-1 八頭町山田字弓細工 69-1 八頭町山田字弓細工 70-1 八頭町山田字今宮 61 八頭町大坪字萬藏 130	田 1,928.00 田 2,811.00 田 3,665.00 田 740.00 田 2,465.00 田 2,957.00 6 件 計 14,566.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和03年01月01日 令和05年12月31日	4,745 4,838 4,515 4,189 4,847 4,836	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
14	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町米岡字大新田上分 1055 八頭町米岡字日払 1105	田 1,583.00 田 1,695.00 (内 1,500.00) 2 件 計 3,278.00 (内 3,083.00)	賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和03年04月01日 令和06年03月31日	2,785 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
15	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町大坪字今宮 155-1 八頭町大坪字萬藏 129-1 八頭町大坪字萬藏 129-2 八頭町大坪字萬藏 129-3	田 4,109.00 田 1,700.00 田 1,000.00 田 248.00 4 件 計 7,057.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 2か月 令和03年02月12日 令和06年03月31日	4,867 4,735 5,000 4,838	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
16	奥田 正廣	八頭町池田字稼塚 773	田 2,962.00 1 件 計 2,962.00	賃借権 水田	3年 3か月 令和03年01月01日 令和06年03月31日	5,813	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

17	加藤 博文	八頭町大坪字福市 256 八頭町大坪字福市 257-1 八頭町大坪字福市 258-1	田 3,086.00 田 2,909.00 田 2,697.00 3 件 計 8,692.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 0か月 令和03年01月01日 令和04年12月31日	4,844 4,829 4,801	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
18	農事組合法人 八頭船岡農場 (B、C)	八頭町船岡殿字上馬場 333-2	田 1,380.59 (内 1,130.59) 1 件 計 1,380.59 (内 1,130.59)	賃借権 水田	4年 0か月 令和03年01月01日 令和06年12月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
19	大村 祥一郎 (A)	八頭町志谷字向田 1072 八頭町志谷字向田 1073	田 1,611.00 田 1,811.00 2 件 計 3,422.00	賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 令和03年01月13日 令和13年01月12日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
20	山崎 儀章 (A)	八頭町市場字屋敷田 821	田 2,450.00 1 件 計 2,450.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和03年02月01日 令和08年01月31日	4,857	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。